

グループホームひまわりの郷

重要事項説明書

認知症対応型共同生活介護
介護予防認知症対応型共同生活介護

社会福祉法人北叡会

江別市ゆめみ野東町1番地5

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護事業所 グループホームひまわりの郷 利用約款

(約款の目的)

第1条 グループホームひまわりの郷（以下「当事業所」という。）は、要介護状態（介護予防認知症対応型共同生活介護にあっては要支援2）と認定された利用者（以下「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、一定の期間、認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）サービスを提供し、一方、利用者又は利用者の身元を引き受ける者（以下「身元引受人」という。）は、当事業所に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

(適用期間)

第2条 本約款は、利用者が認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）利用同意書を当事業所に提出した後から効力を有します。但し、身元引受人に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。

2 利用者は、前項に定める事項の他、本約款、別紙1、別紙2及び別紙3の改定が行われな限り、初回利用時の同意書の提出をもって、繰り返し当事業所を利用することができるものとします。

(利用者からの解除)

第3条 利用者及び身元引受人は、当事業所に対し、30日間以上の予告期間をもって文書で通知することにより、本約款に基づくサービス利用を解除・終了することができます。

(当事業所からの解除)

第4条 当事業所は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には30日間の予告期間において文書で通知することにより、本約款に基づく利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立・要支援1と認定された場合
- ② 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当事業所での適切なサービスの提供を超える
と判断された場合
- ③ 利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を2か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず14日間以内に支払われない場合
- ④ 利用者が、当事業所、当事業所の職員又は他の利用者等に対して、利用継続が困難となる
程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑤ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当事業所を利用させるこ
とができない場合

- ⑥ 利用者が病院または診療所に入院、明らかに 1 ヶ月以内に退院できる見込がない場合または入院後 1 ヶ月経過しても退院できないことが明らかになった場合

(利用料金)

第 5 条 利用者及び身元引受人は、連帯して、当事業所に対し、本約款に基づく認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）サービスの対価として、利用者負担説明書の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。

2 当事業所は、利用者及び身元引受人に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月 10 日頃までに発行し、送付いたします。利用者及び身元引受人は、連帯して、当事業所に対し、当該合計額をその月の 25 日までに支払うものとします。なお、支払いの方法は事業者の指定した方法によります。

3 当事業所は、利用者又は身元引受人から、前 2 項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者又は身元引受人に対して、領収書を発行いたします。

(記録)

第 6 条 当事業所は、利用者の認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）の提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了の日から 5 年間は保管します。

2 当事業所は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。但し、身元引受人その他の者（利用者の代理人を含みます。）に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

(身体の拘束等)

第 7 条 当事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、事業所管理者が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録用紙に記載することとします。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第 8 条 当事業所とその職員は、当法人の個人情報保護規定に基づき、業務上知り得た利用者又は身元引受人若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を別紙 3 のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等

② 居宅介護支援事業所（地域包括支援センター（介護予防支援事業所））等との連携

- ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
 - ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治医への連絡等
 - ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

（医療体制）

- 第9条 当事業所は、利用者に対し、他機関での医学的検査や受診（健康の保持や疾病の管理等）が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療や治療を依頼することがあります。
- 2 当事業所は、利用者に対し、当事業所における認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）の対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。
- 3 前2項のほか、サービス利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当事業所は、身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

（事故発生時の対応）

- 第10条 サービス提供等により事故が発生した場合、当事業所は、利用者に対し必要な措置を講じます。
- 2 専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
- 3 前2項のほか、当事業所は身元引受人及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

（要望又は苦情等の申出）

第11条 利用者及び身元引受人は、当事業所の提供する認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）に対しての要望又は苦情等について、苦情申し立て等窓口担当者に申し出ることができ、又は、備え付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。また、公的機関でも苦情申し立てが出来ます。

公的機関での苦情申し立て窓口

グループホームひまわりの郷 管理者 紺野 美恵子	0 1 1—3 8 2—6 5 5 1
市町村介護保険総合窓口 江別市役所介護保険課	0 1 1—3 8 1—1 0 6 7
北海道福祉サービス運営適正化委員会	0 1 1—2 0 4—6 3 1 0
国保連合会	0 1 1—2 3 1—5 1 7 5

（賠償責任）

第12条 当事業所は、認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）の提供に当

たつて故意又は過失により、利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

但し、利用者に故意又は過失が認められ、かつ利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、損害賠償額を減ずることができるものとします。

2 当事業所は、自己の責めに帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、当事業所は損害賠償責任を免れます。

- (1) 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合。
- (2) 利用者が、サービスの実施のため必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合。
- (3) 利用者の急激な体調の変化等、事業所が実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合。
- (4) 利用者が、事業所及び従事者の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合。

(利用契約に定めのない事項)

第 13 条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と事業所が誠意をもって協議して定めることとします。

(サービスの第三者評価の実施状況について)

第 14 条 サービスの第三者評価の実施状況

【実施の有無】	有り
---------	----

グループホームひまわりの郷のご案内

(令和6年10月1日より)

1. 認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）事業所概要

1) 事業所名等

事業所の名称	グループホームひまわりの郷
事業所の種類	指定認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）
事業所住所	江別市上江別西町13番地3
電話番号	(011) 382-6551
FAX番号	(011) 382-6615
事業所番号	0191000181
開設年月日	平成24年6月1日
管理者	紺野 美恵子（ぼかぼか・ぬくぬく）
施設の定数	18名（各ユニット9名）

2) 事業所の目的

グループホームひまわりの郷は、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的環境の中で、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中で心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう、支援することを目的とした事業所です。

この目的に沿って、当事業所では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

3) 事業所の理念

- (1) グループホームひまわりの郷は、高齢者の尊厳を支える個別ケアを迫及し、援助いたします。
- (2) グループホームひまわりの郷は、終の住み家としての機能や在り方を優先させます。
- (3) グループホームひまわりの郷は、地域社会の一員としての生活を再編し、コミュニティの中での自己実現を支援いたします。

4) グループホームひまわりの郷ケア理念

- (1) 私達は、一人一人のペースを守り共に支えあいます。
- (2) 私達は、ご家族や地域のふれあいを大切にします。

5) 事業所の運営方針

- (1) 当事業所において提供するサービスは、介護保険法並びに関係する市町村、告示の趣旨及び内容に沿ったものとします。
- (2) 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めると共に、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供します。
- (3) 利用者及びその家族に対しサービスの内容と提供方法について分かりやすく説明します。

- (4) 適切な介護技術を持ってサービスを提供します。
 (5) 常に提供しているサービスの質の管理、評価を行います。

2. 事業所設備概要

延床面積	746.86㎡
建物構造	木造2階建
居室数	18室(全室個室)
居室面積	全室約6畳
共有設備	食堂・居間・トイレ 風呂・洗面所・事務所

3. 職員の配置状況(主たる職員)

当事業所では、利用者に対して認知症対応型共同生活介護(介護予防認知症対応型共同生活介護)サービスを提供する職員として、下記の職種の職員を配置しています。

1) むくむく

勤務形態	常勤		非常勤	
	専従	兼務	専従	兼務
管理者	—	1人以上	—	—
計画作成者	—	1人以上	—	—
介護職員	—	—	2人以上	—
看護職員	—	—	—	—

2) ぽかぽか

勤務形態	常勤		非常勤	
	専従	兼務	専従	兼務
管理者	—	1人以上	—	—
計画作成者	—	1人以上	—	—
介護職員	—	—	2人以上	—
看護職員	—	—	—	—

3) 勤務体制(各ユニット共通)

区分	勤務時間	時間数
日勤	8:30 ~ 17:30	24時間
遅出	10:30 ~ 19:30	8時間
夜勤	17:00 ~ 9:30	15.5時間

4. サービス内容

1) 認知症対応型共同生活介護(介護予防認知症対応型共同生活介護)計画の立案

利用者の心身の状況、希望及び、そのおかれている環境を踏まえて、個別に認知症対応型共同生活介護(介護予防認知症対応型共同生活介護)計画を立案します。

2) 食事

- (1) 当事業所は、本来個々の自由を認め時間での拘束は排除していますが、食事やおやつに関しては特別の理由がない限り利用者全員でいただいています。
- (2) 職員が利用者の要望、身体状況、嗜好、栄養のバランスに配慮し管理栄養士が作成した献立表に基づいて提供します。
- (3) 食事は離床して食堂で摂って頂くよう配慮します。
- (4) 食事とおやつの時間は下記のとおりです。

朝食 7:30~8:30 / 昼食 12:00~13:00 / 夕食 18:00~19:00
おやつ 10:00~ / 15:00~

3) 排泄

- (1) 利用者の状況に応じ、適切な排泄の自立の援助を行います。
- (2) 排泄に伴う介助や後始末、オムツの交換等は随時行います。

4) 入浴

- (1) 利用者の希望、身体状況を考慮して行います。
- (2) ご希望により夜間の入浴も可能です。
- (3) 入浴が出来ない場合は身体状況を考慮し清拭を行います。

5) 日常生活上の世話

離床（寝たきりの防止のため離床に配慮します）、着替え（季節、気候、その時々合った着替えのお手伝いをします）、整容（身の回りのお手伝いをします）、寝具消毒、シーツ交換、洗濯、居室内清掃、介護保険制度に係る手続きの代行などを行います。

6) 機能訓練

離床援助、野外散歩同行、家事共同作業等により、生活機能の維持、改善に努めます。

7) 相談及び援助

利用者とその家族からの相談に誠意を持って応じ、可能な限り必要な援助を行います。

8) 健康管理サービス

- (1) 常に利用者の健康の状況に注意し、適切な対応に努めます。
- (2) 医師の往診の手配、その他療養上のお世話をします。
- (3) 各主治医との連携については、治療・処方内容を連絡頂いたうえで健康状態や服薬状況を観察し、適宜必要時情報提供を行い、連携強化に努めます。

5. 協力医療機関

当事業所では、以下の医療機関と連携をとっています。

- ☆ みどり野医院 (内科・循環器科・消化器科・整形外科)
南幌町栄町1丁目1番20号
- ☆ 榆の会こどもクリニック (歯科)
札幌市厚別区厚別町下野幌49番地

- ☆ 札幌徳洲会病院 (総合科)
札幌市厚別区大谷地東1丁目1番1号
- ☆ 新さっぽろ脳神経外科病院 (脳神経外科・神経内科)
札幌市厚別区厚別中央1条6丁目2番10号
- ☆ 江別谷藤病院 (整形外科・内科・消化器科)
江別市幸町2番地1
- ☆ 新札幌豊和会病院 (内科・外科)
札幌市厚別区大谷地東2丁目5番12号

6. 利用料金の支払い方法

利用契約書、第8条(料金)に準じます。

- (1) 口座振替(北海道ワイドネットサービス)での支払い。
※振替手数料(165円/月)は利用者負担となりますことご了承ください。
- (2) 当事業所事務窓口での現金支払い。
- (3) 下記指定口座への振込み。

北海道銀行 北広島支店 普通預金 口座番号 0853866
社会福祉法人北叡会 ひまわりの郷

※振込手数料は利用者負担となりますことご了承ください。

7. 事業所利用にあたっての留意事項

1) 面会について

面会はいつでも自由ですが、事業所内に入る際には、必ず職員に声掛けをお願いします。

2) 外出・外泊について

外出・外泊はいつでも自由ですが、必ず事前に行き先と帰宅時間を届け出て下さい。また、変更のある場合は速やかにご連絡下さい。

3) 居室・設備・器具の利用について

事業所内及び併設施設内の設備、器具は本来の用法に従ってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。

4) 迷惑行為について

騒音の発生、放歌高吟等、他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮下さい。また、承諾無しに他の利用者の居室に立ち入らないで下さい。

5) 所持品・現金等について

貴重品や金銭については、原則としてご本人の責任で管理して下さい。ご本人に出来ない場合に限り、お預かりすることが出来ます。

8. 禁止事項

当事業所では、利用者の方々に安心して過ごしていただくために以下の行為を禁止します。

- (1) 営利行為
- (2) 宗教の勧誘

- (3) 他利用者への迷惑行為
- (4) 特定の政治活動及び勧誘
- (5) ペットの持ち込み

9. 非常災害対策

当事業所では、非常及び災害対策といたしまして以下のとおり設備及び訓練等を行っております。

- (1) 防災設備 スプリンクラー、誘導灯（2カ所）、自動火災報知機
- (2) 防災訓練 年2回実施

10. 個人情報の保護および利用目的

当事業所とその職員は、当法人の個人情報保護規定に基づき、業務上知り得た入居者又は身元引受人若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。

11. 教育研修・会議等

職員及びサービスの質の向上を図るため、下記の通り研修及び会議の機会を設けます。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内を実施します。
- (2) 施設内研修 法人各事業部合同、事業所内学習会、外部研修への参加等にて実施します。
- (3) 検討会議等 カンファレンス会議（月1回）、ケース検討会議（随時）、課内ミーティング（月1回）、運営推進会議（概ね2ヶ月に1回）等を開催します。

12. 事業者概要

1) 事業者名等

事業者名	社会福祉法人北叡会
法人の種類	社会福祉法人
代表者名	理事長 日下 稚凡
所在地	江別市ゆめみ野東町1番地5
設立年月日	平成22年8月9日

2) 法人の理念

<北叡会の意>

社会福祉法人北叡会のところは、ギリシャ哲学の中にあるノーシス「叡智」「直観的認識」という言葉にあります。即ち、調和と自己実現のための知識を指します。人間が持つ豊かな感性は、人との関りを得て知識を知恵にし、知恵が理念に触れ意志のチカラを持つことにより深い意義をたたえる「叡智」へと育まれます。社会福祉法人北叡会は、そこに働く職員の豊かな感性と、その職員たちが紡いでいく様々な出逢いを通して楽しく学びあう機会を大切にします。また、高い技術や知識はもとより叡智を結集して、「どのような社会や環境にあっても、心豊かに幸せに生きること」を支え続ける存在であるという願いが込められております。

3) 法人の行動指針

- (1) 法人の理念を遵守し、法人が担う社会的責任と公共的使命を認識し、健全な業務運営を行います。
- (2) 法令の文言はもちろん、その精神までを遵守してゆきます。
- (3) 自己責任原則を基本として、公正公平な事業運営を展開します。

- (4) 利用者の安全と安心を守るとともに、自立支援とご利用者本位の精神を尊重し、誠実な施設運営を展開します。
- (5) 利用者はもちろんのこと、その他すべての関係者の人格を尊重し、地域福祉の健全な発展に貢献します。
- (6) 法人が自己の利益だけを追求する存在ではないことを認識し、利益と倫理が相反する場合は迷わず倫理を選択します。
- (7) 反社会的勢力については断固とした態度で臨みます。
- (8) 地域社会に貢献し、地域の未来により豊かで公正な社会を残すよう尽力します。
- (9) 難解な倫理問題に直面したとき、誰もが満足できるような解決策を積極的に創造してゆきます。

4) 関連法人および事業所

(1) 社会福祉法人北叡会が運営する事業所

夢あかり事業所

江別地域複合型ライフケアセンター 夢あかり

- 介護老人福祉施設 夢あかり(80床)
- 短期入所生活介護 夢あかり(10床)
- デイサービスセンター 夢美はな

江別地域複合型ライフケアセンター 夢つむぎ

- 地域密着型介護老人福祉施設(29床)

夢結路事業部

江別地域複合型ライフケアセンター 夢結路

- サービス付き高齢者向け住宅 シャルール夢結路
- 小規模多機能型居宅介護事業所 結の華
- ヘルパーステーション 結の譚
- 住宅型有料老人ホーム 夢結路
- 身体障がい者向け住宅 シャルール夢結路
- 相談支援事業所 夢結路
- おおあさ東町デイサービス 風の音色
- グループホームひまわりの郷

てるす事業部

- 生活介護事業所 リオス
- 就労継続支援A型事業所 ジョブクルー
- 就労継続支援B型事業所 ジョブクルー
- 障がい者向けグループホーム はなきりん
- ゆめみ野こむぎ工房 アマム

<別紙2>

社会福祉法人 北叡会

グループホームひまわりの郷 重度化に関する対応指針

1. 基本方針

グループホームひまわりの郷（以下「ホーム」という。）は、ホームを家とする利用者が近い将来に死に至ることが予見された場合に、医療処置による身体や精神の苦痛・苦悩の緩和に努めると共に、死に至るまでの期間、長年住み慣れた場所で親しい人々に囲まれて、その方にとって充実した生き抜き方と自然で納得のいく死の迎え方ができるよう、日々の暮らしを援助することを基本方針とし、ケアに取り組む。

したがって、ホームとしては終末期の過ごし方や死の迎え方に個々の価値観が存在することや、看取る立場にある家族が過程の中で、逡巡し錯綜することも理解した上で、本人並びに家族に対し以下の確認を行うと共に事前に理解を得た場合に看取り介護を実施する。

2. 急変時における基本的支援内容

- ① 急変時においては、バイタルおよびバイタルサイン（症状・兆候）を確認し、連携先の看護師に連絡し判断を仰ぐ。
- ② 救急搬送時は、当ホーム職員が付き添い、症状および既往歴など医師の必要とする情報を提供し、家族の到着まで付き添いを行う。
- ③ 緊急を伴う状況でない場合は、看護師および協力医療機関の医師等の指示による、適切な処置方法、介護、観察を行う。
- ④ 同時に、家族への連絡を行い、必要な情報提供と説明を行う。

3. 入院時における基本的支援内容

- ① 医療情報および介護状況等、入院に際し必要な情報を書面にて提供する。
- ② 日用品等、当ホームで準備できる持ち物を用意する。
- ③ 入院中の付き添いは原則、家族により行ってもらう。
- ④ 病院および家族にとって必要な連絡調整や連携等の援助を行うものとする。
- ⑤ ホーム利用料の内、入院中における食費および水道光熱費は請求から除外されるが、居室費は確保・保全の観点から請求する。
- ⑥ ただし、入院が1ヶ月以上に及ぶ場合や事前に退院の目途が立たない場合は、本人および家族との合意をもって契約解除とし、居室費は退所日までの日割請求とする。
- ⑦ 入院における費用は本人負担とする。

4. 看取り介護の視点

① ホームにおける医療体制の理解

常勤医師の配置がなく、協力医療機関と連携し必要時は24時間の支援体制を確保して、医師の指示のもと必要に応じた健康管理と苦痛の緩和に努めること。

② 病状の変化に伴う緊急時の対応

事前に考える病状の変化を本人または家族と共に、看護師および管理者が医師から説明を受け、緊急時の対応における助言を受ける。その上で、ホームにおける対応を検討し、本人並びに家族の了解のもとこれに従い、看護師が医師の指示のもと緊急対応する。また、夜間においては夜間勤務職員が夜間緊急連絡体制に基づき看護師と連絡をとって緊急対応を行う。

③ 家族との24時間の連絡体制の確保

事前に、家族と緊急時の連絡先・連絡方法を確保しておく。

④ 看取り介護に対する家族の同意

事前に、看護介護計画の定期連絡先および決定者を確認しておく。また、緊急時・危篤時の病状内容、または医師の往診が困難な場合等の病院搬送の希望も確認しておく。

5. 看取り時における看護・介護の支援方法

① 看取り介護の判断

医師により、一般に認められている医学的知見から判断して回復の見込みが少ないと判断され、医師による本人または家族への説明が行われた結果、本人並びに家族が終末期をホームで過ごす希望を示した場合

② 看取り介護の開始

医師が①の状況において、看取り介護の必要性があると判断した場合、管理者はホームの看護介護職員と共に、ホームのできる看取りの体制計画案を作成して示すとともに医師の助言、家族の意向を再確認して、介護計画書を完成する。本計画は、医師および家族の諸留意による同意をもって開始とする。

ただし、体制および介護計画の説明を受けた上で本人または家族が、医療機関への入院を希望する場合、ホームは入院に向けた支援を行う。

③ 看取り介護の実施

介護計画は、必要に応じて本人および家族の同意により、法人の他事業所等の協力を得て実施されることがある。

介護の実施状況は、定期的に家族へ報告することとし、病状の変化等に応じて介護計画も見直すものとする。また、この際は①②の段階を踏襲する。

家族の泊まりを含めた見守りを支援し、ホームの全職員が本人あるいは家族の身体的、精神的支えとなり得るよう努める。

④ 看取り介護の内容

医師の助言のもと、本人並びに家族の同意により、ボディケア（バイタルサインの確認、環境の整備、安寧・安楽への配慮、清潔への配慮、栄養と水分補給への配慮、排泄ケア、発熱・疼痛への配慮、等々）の適切な実施に努める。

また、看取り介護の経過において、メンタルケア（ニーズの受容、身体的苦痛の緩和、精神的苦悩の傾聴、コミュニケーションの重視、等々）および、プライバシーの遵守等の適切な実施に努め、尊厳ある見取り体制に徹する。

<別紙3>

社会福祉法人北叡会

個人情報保護に関する方針について

社会福祉法人北叡会では、「どのような社会や環境にあっても、心豊かに幸せに生きること」を支え続ける…という理念を掲げ、日々努力を重ねております。入居者様、ご利用者様の個人情報についても個人情報保護に関する方針を以下のとおり定め、職員および関係者に周知徹底を図り、個人情報保護に努めます。

I. 個人情報に関する法令・規範の遵守について

個人情報に関する法令およびその他の規範を遵守します。また、個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざんおよび漏洩などに関する万全な予防措置を講じます。万一の問題発生時には速やかな是正対策を実施します。

II. 個人情報の収集・利用・提供について

当法人では、入居者様・ご利用者様の個人情報を内部規定に従って収集し、別記の目的で最小限利用・提供させていただきます。これら以外の事柄が生じた場合には、改めて入居者様・ご利用者様から同意をいただきますので、ご協力ください。

III. 個人情報の開示・訂正・利用停止について

当法人では、入居者様・ご利用者様の個人情報の開示・訂正・利用停止等につきましても、規定にしたがって行っております。ご自身の記録の閲覧や謄写、訂正、利用停止をご希望の際は、遠慮なく担当職員、相談窓口までお申し出下さい。

(開示、謄写には必要な実費をいただきますのでご了承ください。)

IV. ご希望の確認と変更について

福祉サービスをご利用される前に約款および契約書において、ご希望を確認させていただきますが、一度出されたご希望をいつでも変更することが可能です。

なお、訪問、面談の変更等、必要な時には電話等で当法人よりご連絡することがございますので、ご了承ください。

V. 教育および継続的改善について

個人情報保護体制を適切に維持するため、職員の教育・研修を徹底し、内部規則を継続的に見直し、改善します。

VI. 相談窓口について

ご質問やご相談、手続きの詳細のほか、不明な点につきましては、各部署責任者や苦情相談窓口までお気軽におたずねください。

ー通常の業務で想定される個人情報の利用目的ー

【入居者様・ご利用者様等への福祉サービスの提供に必要な利用目的】

1. 当法人での利用

- 1) 入居者様・ご利用者様に提供する福祉サービス
- 2) 介護保険・市町村事業等事務
- 3) 会計・経理
- 4) 質向上・安全確保・医療介護事故あるいは未然防止等の分析・報告
- 5) 入居者様・ご利用者様への福祉サービスの向上

2. 他の事業所等への情報提供

- 1) 他の病院、診療所、助産所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等との連携
- 2) 他の医療機関、介護施設等からの照会への回答
- 3) 入居者様・ご利用者様の医療・介護等のため、外部の医師等の意見・助言を求める場合
- 4) ご家族様等への病状や心身の状況説明
- 5) 介護保険事務の委託
- 6) 審査支払機関または保険者へのレセプトの提出
- 7) 審査支払機関または保険者からの照会への回答
- 8) 賠償責任保険、損害賠償保険等に係わる医療・介護に関する専門の団体や保険会社等への相談または届出等
- 9) その他入居者様・ご利用者様への介護保険・市町村事業等事務に関する利用

【上記以外の利用目的】

1. 当法人での利用

- 1) 福祉・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- 2) 福祉・介護等の学生実習および研修への協力
- 3) 事例研究

2. 学会・学会誌・広報誌等での利用

- 1) 特定の入居者様・ご利用者様、その関係者の事例の学会、研究会、学会誌、または広報誌等での利用は、氏名、生年月日、住所等の消去や映像処理することで匿名化し、匿名化が困難な場合は、本人の同意を得る

3. 他の事業所等への情報提供を伴う事例

- 1) 外部監査機関への情報提供
- 2) 当該入居者様・ご利用者様に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答

社会福祉法人北叡会理事長